

福崎町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自家消費型住宅用太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入することにより、環境影響の少ない太陽光発電設備の設置を推進し、温室効果ガスの排出の削減を図るため、当該設備を設置するも者に対し、予算の範囲内で自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 町は、予算の範囲内において、この告示に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を町長にその指定する期日までに提出しなければならない。

なお、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

- (1) 当該交付申請者が次条第1項に規定する暴力団等に該当しない旨並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項及びこの告示第15条の規定に基づき町が行う一切の措置について異議を述べない旨の誓約書（様式第1号の2）
- (2) 前号に掲げる書類のほか、町長が別に定める書類

(補助金の交付の決定)

第4条 町長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付申請者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

- (1) 福崎町暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者
- 2 町長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。
- 3 町長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。
- 4 前項の通知は、第14条第3項の規定により概算払に係る請求を統合する場合は、補助金交付決定通知書（様式第2号の2）によるものとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助金申請者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかつたものとみなす。

(補助事業の着手の届出)

第6条 町長は、補助金申請者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(補助事業の変更)

第7条 補助金申請者は、次に掲げる変更を行おうとする場合は、あらかじめ(当該変更が第2号に掲げるものであるときは、町長が指定する期日までに)、補助金変更交付申請書(様式第3号)に町長が別に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、町長が別に定める書類により、収支内容が確認できる場合は、収支予算書(様式第1号別記)の提出を省略することができる。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(町長が別に定める軽微な変更を除く。)
- (2) 第4条第3項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更
- (3) 前号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更(町長が別に定める軽微な変更を除く。)

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る変更が適当であると認めるときは、その旨を補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 第4条第2項の規定は、前項の通知をする場合について準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助金申請者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第9条 補助金申請者は、町長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、町長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

2 補助金申請者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込がない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書(様式第7号)を町長に提出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了の届出)

第10条 町長は、補助金申請者に補助事業が完了したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(実績報告)

第11条 補助金申請者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けるときを含む。以下同じ。)又は交付決定に係る町の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書(様式第8号)及び町長が別に定める添付書類を町長にその指定する期日までに提出しなければならない。ただし、町長が別に定める書類により収支内容が確認できる場合は、収支決算書(様式第8号別記)の提出を省略することができる。

(是正命令等)

第12条 町長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助金申請者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第9条第1項の報告があった場合に準用する。

3 補助金申請者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

- 第13条 町長は、補助事業の完了に係る第11条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により当該補助金申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第7条第2項の規定により変更された場合には、同項の規定により通知された金額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

- 第14条 町長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助金申請者から提出される補助金請求書（様式第10号）により補助金を交付する。
- 2 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金について概算払をすることができる。
- 3 前項の規定により概算払を年間複数回に分けて行う場合で、各期の支払時期と支払額があらかじめ決定する場合は、概算払に係る請求を統合することができることとし、補助金申請者から提出される補助金概算払請求書（様式第10号の2）により補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

- 第15条 町長は、補助金申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 法令並びにこの告示及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
- (2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団等であるとき。
- 2 町長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助金申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助金申請者の名称その他町長が必要と認める事項を公表することができる。
- 4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の町長が必要と認める場合に行うものとする。

（補助金の返還）

- 第16条 町長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 2 町長は、第13条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 3 町長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することがある。

（加算金及び遅延利息）

- 第17条 補助金申請は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。
- 2 補助金申請者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第18条 補助金申請者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、その処分制限期間の間、保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助金申請者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、町長の承認を受けなければならない。

2 補助金申請者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

(交付の条件)

第20条 補助金申請者は、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、適正化法施行令、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、この交付要綱に定めるところによること。
- (2) 補助金申請者は、交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(暴力団等の排除)

第21条 町長は、この告示の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 補助金申請者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見を聴くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。
- 2 補助事業者は、補助事業及び間接補助事業を行うに当たっては、当該補助事業及び間接補助事業に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第22条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

2 町長及び補助金申請者は、補助金の交付等に関して国又は兵庫県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和12年1月31日限り、その効力を失う。ただし、第16条の規定については、同時後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

補助事業名	自家消費型住宅用太陽光発電設備等補助事業
補助事業の目的	自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する町民を支援することにより、環境影響の少ない太陽光発電設備の設置を推進し、温室効果ガスの排出の削減を図る。
補助事業の対象となる者	次に掲げる要件を全て満たす者 (1) 福崎町内で自ら居住する新築・既築戸建て住宅に太陽光発電設備（自家消費型）及び蓄電池を一体的に導入する者 (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者 (3) 発電した電力量の30%以上を、補助事業に係る住宅の敷地内で自ら消費する者 (4) 補助対象設備の設置に関し、国の他の補助制度を活用しない者
補助事業の対象となる経費	太陽光発電設備・蓄電池の購入費用及びその設置に係る工事費用（それぞれ単体の導入は補助対象外） 自己所有に限る。
補助率	・太陽光発電設備：7万円/kW（上限：5kW） ・蓄電池：蓄電池の価格（円/kWh）の1/3以内。 ただし、下記価格の1/3を上限とする。（工事費込み・税抜き） （上限：14.1万円/kWhの1/3、5kWh） ※20kWh未満
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	
その他の事項	

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 (別添様式 1) 2 委任状 (補助金の申請に係る事務を委任する場合に限る。) (別添様式 2) 3 見積書及び見積内訳書の写し又は契約書及び契約内訳書の写し 4 (既築住宅の場合) 設置する土地・建物の全部事項証明書又は固定資産税に係る評価証明書等 5 (既築住宅の場合) 申請者の設置地への居住状況を示す公的書類 6 設置する太陽光発電設備及び蓄電池の仕様がわかるもの(カタログ等の写し) 7 機器設置前の現況写真 8 発電量及び自家消費量に係る根拠書類 (シミュレーション等) 9 (国の補助金を利用する場合) 太陽光発電設備等について補助を受けていないことが確認できる書類 10 交付要件該当に係る確認書 (別添様式 3) <p>(指定期日) 別途通知する。</p>
第 7 条第 1 項	<p>(軽微な経費配分の変更) 補助事業の対象となる経費相互間の 20%以内の変更をする場合</p> <p>(軽微な事業内容の変更) 次に掲げる変更以外の変更 事業内容の新設、廃止</p> <p>(添付書類) 第 3 条の添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 別途通知する。</p>
第 9 条第 1 項	<p>(報告事項等) 必要が生じたときは別途通知する。</p>
第 11 条	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書 (別添様式 4) 2 請求書の写し 3 領収書の写し 4 契約書及び契約内訳書の写し (申請時に提出があった場合を除く) 5 補助対象設備の保証書の写し 6 (新築住宅の場合) 設置する土地・建物の全部事項証明書等 7 (新築住宅の場合) 申請者の設置地への居住状況を示す公的書類 8 電力会社との接続契約書、売電契約書等 (FIT 認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用) の写し 9 (非 FIT 売電無の場合) 逆流防止装置の設置が確認できる書類 10 補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類 11 建物の外観及び設備の設置が確認できる写真 12 県税及び町税の滞納がないことを証明する書類等 (納税証明書 滞納の税額がないことの証明)

	(指定期日) 別に指定する日
第 19 条第 1 項	(処分制限期間) 法定耐用年数 太陽光発電設備：17 年 蓄電池：6 年